

コープ九州「コンプライアンス相談・通報窓口」のご案内

生活協同組合連合会コープ九州事業連合（略称：コープ九州）は、私たちが供給する商品に対する消費者・組合員の信頼を守るために、法令はもとより社会的な倫理規範を順守する取り組みを進めています。

コープ九州は、お取引先や当事業連合に勤務する者が法令違反等の行為を知った場合に相談・通報できる「コンプライアンス相談・通報窓口」を開設しています。

コンプライアンス相談・通報窓口

相談・通報先



赤坂協同法律事務所

相談・通報の方法

「コープ九州コンプライアンス相談・通報窓口 連絡票」に記入の上、Eメール添付、ファックス、郵送の何れかで窓口に送付して下さい。



◆Eメールの場合
akasaka@mu2.so-net.ne.jp



◆ファックスの場合
092-714-3748



◆郵送の場合
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番27号
シティ18天神ビル7階 赤坂協同法律事務所

相談・通報対象者

お取引先

コープ九州事業連合勤務者

受付

法令や契約の違反、社会的な倫理規範に反する行為等について、相談・通報を受け付けます。

◎受付の流れ

相談・通報は、受付窓口の赤坂協同法律事務所を介して行われます。（下図参照）

◎相談・通報者の守秘義務の約束

相談・通報者が希望するプライバシーを厳守します。

◎報復禁止の約束

正当な通報による、通報者への報復行為はありません。

※相談・通報例

- 「独占禁止法」「下請法」「景品表示法」違反等。
- 産地・原材料偽装、製造日・賞味期限の改ざん、衛生管理の不備等。
- 供応や接待など、私的利益の要

相談・通報の流れ

